

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（原子炉格納容器内窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替）に係る面談
2. 日時：令和5年12月26日（火）14時00分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、森審査班長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当3名（うち1名はWeb会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（原子炉格納容器内窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実関係の確認を行うとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 本申請により変更する設備の設置状況や構造に加えて、設備設置場所、系統変更・取替工事を行う範囲が分かる資料を追加すること。
- 撤去する設備も含め、本申請による工事の内容・工程及び取替時の手順を整理して資料に示すこと。
- 10月13日の面談で説明を求めている窒素ガス分離装置の設計思想についても整理して資料に示すこと。
- 措置を講ずべき事項への適合方針を始め、まとめ資料全体において取り替える窒素ガス分離装置Cのみについて記載している箇所があるが、本申請に係る変更後の窒素封入設備全体としての適合性を示した上で、本申請に係る設備や工事に関する内容を記載すること。
- 耐震評価について、耐震クラス設定に係る記載において当該設備がインベントリを持たないこと等についてその根拠も含めて説明を追加するとともに、耐震評価の内容については対象設備のモデル図等を含め資料に示して説明すること。
- まとめ資料Ⅱ.13「緊急時対策」について、実際に本申請により行う作業時に必要な対策を整理すること。
- まとめ資料Ⅱ.14.⑨「検査可能性に対する設計上の考慮」には設備設置後の検査・巡視点検等の内容を、Ⅷ「実施計画に係る検査の受検」には使用前検査の項目を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

(資料)

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（原子炉格納容器内窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表（案件：原子炉格納容器内窒素封入設備の系統構成変更及び窒素ガス分離装置C取替）

(参考) 令和5年10月13日面談議事要旨

- <https://www2.nra.go.jp/data/000456006.pdf>

以上